

後期高齢者医療制度のお知らせ

問い合わせ 医療保険課
(TEL 892・0121)



なさんには、「保険料額決定通知書」および「納入通知書」を送りますので、内容を「確認」ください。
また、年度途中で被保険者になった人は、被保険者になった月から月割りで保険料を納めていただきます。

保険料の納付方法は、次の2通りです。

- ①特別徴収(年金天引き)
原則として、月額18万円以上の年金受給者は、毎年度4月から、年6回の年金受給日に年金から直接、保険料を支払いいただきます。
- ②普通徴収
特別徴収の対象にならない人は、市が定める納期(毎年7月～翌3月までの9期)に納付書(納入通知書)や口座振替などで保険料をお支払いいただきます。

※特別徴収を口座振替に変更することがあります。希望する人は、手続きが必要で

■被保険者証が変わります
8月から、後期高齢者医療被保険者証が「もも色」に変わります。新しい被保険者証は、7月下旬までに送ります。新しい被保険者証は届いたときから、30年7月31日(火)まで利用できます。
現在お持ちの被保険者証(うすみどり色)の有効期限は、29年7月31日(月)です。有効期限の切れた被保険者証は、医療保険課までお返しください。

■保険料の決定
29年度の保険料の決定(本算定)に伴い、被保険者のみ

割負担に変更することがあります。

要件

- ▽同一世帯に被保険者が1人の場合Ⅱ被保険者本人の収入額が383万円未満のとき
- ▽同一世帯に被保険者が複数いる場合Ⅱ被保険者の収入合計額が520万円未満のとき
- ▽同一世帯に被保険者が1人で、同一世帯に70歳以上75歳未満の人がいる場合Ⅱ被保険者本人の収入額が383万円以上で、被保険者本人と70歳以上75歳未満の人の収入合計額が520万円未満のとき

■後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の更新
後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)は、医療機関に入院・通院した際に窓口で提示すると、医療費・食料代の負担が軽減されるもので、住民税非課税世帯(低所得Ⅰ・Ⅱ)に属する被保険者が対象です。

額認定証の有効期限は、7月31日(月)までです。8月1日(火)から有効となる限度額認定証は、今年度から自動更新され、手続き不要で郵送されることとなります。

昨年度に交付を受けていない人でも対象となりますので、交付を希望する場合は、随時、窓口で申請することができます。

■制度に関する問い合わせ
大阪府後期高齢者医療広域連合事務局
▽保険料、被保険者資格、被保険者証などに関すること
Ⅱ資格管理課(TEL 06・4790・2028)
▽給付事務、保健事業(健康診査)、医療費通知、レセプト点検に関することⅡ給付課(TEL 06・4790・2031)

▽事務局庶務、予算編成・経理、広域連合議会、広報広聴に関することⅡ総務企画課(TEL 06・4790・2029)

■保険料の納付、その他各種届出に関する問い合わせ
▽医療保険課(TEL 892・0121)

すので、医療保険課まで「相談」ください。

■保険料の軽減措置(下表参照)
29年度は、下表のとおり、保険料軽減措置を行います。「保険料額決定通知書」に軽減額などが記載されていますので、「確認」ください。

※後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった人は、所得割額は課されず、均等割額が7割軽減となります。

※所得割額の賦課対象者のうち、所得割額算定にかかる「賦課のもととなる所得金額」が、58万円以下(年金収入のみの場合)、その収入が211万円以下の人は、所得割額が2割軽減となります。

■自己負担割合について
医療機関などでの自己負担割合は、毎年8月1日現在で当該年度(4～7月は前年度)の「地方税法上の各種所得控除後の所得(課税標準額)」により定期判定を行います。

自己負担割合は、一般が1割、現役並み所得者が3割になります。

▽一般Ⅱ同一世帯内の被保険者全員の住民税の課税所得(各種控除後の所得)が145万円未満の場合
▽現役並み所得者Ⅱ同一世帯内に住民税の課税所得(各種控除後の所得)が145万円以上の被保険者と、その被保険者と同じ世帯の被保険者(ただし、昭和20年1月2日以降生まれの被保険者と同一世帯の被保険者の賦課のもととなる所得金額の合計額が210万円以下の場合)は、1割負担となります。

※被保険者証の有効期限内であっても、世帯構成の変更や所得更正などにより、自己負担割合が変更になる場合があります。この場合の判定では、4～7月は前年度の所得(課税標準額)を用います。

※現役並み所得者と判定された場合でも、次の要件のいずれかに該当するときは、窓口で申請(基準収入額適用申請)をすることで、1

自己負担限度額とその判定基準

課税状況	負担区分	負担割合	判定基準	自己負担限度額(月額)	
				外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
課税世帯	現役並み所得者	3割	同一世帯に住民税の課税所得(各種控除後の所得)が145万円以上の被保険者がいる場合	57,600円	80,100円 + 1% (※1) (44,400円) (※2)
	一般		同一世帯の被保険者全員の住民税の課税所得(各種控除後の所得)が145万円未満	14,000円	57,600円
非課税世帯	低所得Ⅱ	1割	住民税非課税世帯に属する被保険者		24,600円
	低所得Ⅰ		▽住民税非課税世帯のすべての世帯員の各所得が0円となる人 ※公的年金等控除額は80万円として計算 ▽住民税非課税世帯に属する老齢福祉年金を受給している被保険者	8,000円	15,000円

(※1) 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%が加算されます。
(※2) ()内の金額は、年3回以上該当した場合の4回目以降の額です。
※入院時の食事代や差額ベッド代など、保険診療外の費用は含みません。
※月の途中で75歳になった場合、その誕生月については、誕生日前に加入していた医療保険制度と誕生日後の後期高齢者医療制度の自己負担限度額が、それぞれ通常月の半額になります。

入院時の食事代

課税状況	所得区分	負担額(1食あたり)
課税世帯	現役並み所得者	360円
	一般	指定難病患者 260円
非課税世帯	低所得Ⅱ	過去1年以内の入院日数が90日以内の場合 210円
		過去1年以内の入院日数が90日を超える場合 160円 (※1)
	低所得Ⅰ	100円

(※1) 適用を受けるためには、窓口での手続きが必要です。

療養病床に入院したとき

課税状況	負担区分	食費(1食あたり)	居住費(1日あたり)
課税世帯	現役並み所得者	460円 (※1)	320円
	一般		
非課税世帯	低所得Ⅱ	210円	0円
	低所得Ⅰ	130円	
	老齢福祉年金受給者	100円	

(※1) 管理栄養士・栄養士により栄養管理が行われている場合です。それ以外の場合は420円です。

均等割額の軽減	所得の判定区分		軽減割合	軽減後の被保険者均等割額(年額)
	軽減後の被保険者均等割額(年額)			
	①下の②に属する被保険者で、当該世帯の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得が0円)であるとき		9割	5,164円
	②同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等が、基礎控除額(33万円)を超えないとき		8.5割	7,747円
	③同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等が、【基礎控除額(33万円) + 27万円 × 被保険者の数】を超えないとき		5割	25,824円
④同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等が、【基礎控除額(33万円) + 49万円 × 被保険者の数】を超えないとき		2割	41,319円	





ごみの排出区分の変更と粗大ごみ一部有料化の説明会

問い合わせ 環境総務課
(TEL 892・2471)

10月からの新ごみ処理施設の稼働に合わせて、「ごみの排出区分の変更」と「粗大ごみの一部有料化」を実施します。この変更に伴い、7～9月に市内全域を対象とした説明会を次のとおり開催します。

所要時間 約90分程度

※会場には、すべてエレベーターがあります。会場の駐車場には限りがあります。

※新しいごみ出しマニュアルは、9月初旬に全戸配布します。

※各地区での説明会の日程については、各区に直接お問い合わせください。

【全地域対象の説明会】

ところ	日時
市役所別館 3階 中会議室	①7月11日(火)午後7時～②7月24日(月)午前10時～【手話通訳あり】③8月26日(土)午前10時～④9月7日(木)午後7時～⑤9月30日(土)午後7時～
いきいきランド交野 1階 会議室(1)(2)	①7月3日(月)午後7時～②7月14日(金)午前10時～【保育あり】③8月5日(土)午後7時～④9月3日(日)午前10時～⑤9月21日(木)午後7時～
ゆうゆうセンター 4階 多目的ホール	①7月9日(日)午前10時～②7月19日(水)午後7時～③8月22日(火)午前10時～【保育・手話通訳あり】④8月31日(木)午後7時～⑤9月24日(日)午後7時～【手話通訳あり】
星田会館 3階 大会議室	①7月8日(土)午後7時～【手話通訳あり】②8月2日(水)午後7時～③9月16日(土)午後7時～

■**保育付き説明会(2回)を実施**するとき・ところ 右表のとおり

保育対象 0歳～小学校3年生までの子ども

定員 先着各15人

保育 NPO法人 エスエス さぼーと★かたの

受付開始 7月1日(土)～

申し込み 申込用紙を市ホームページからダウンロードし、持参かファクス(0993・1170)で、環境総務課

■**説明会の主な内容**
「普通ごみ」から「燃やすごみ」

みに名称が変わり、従来の「普通ごみ」に加えて、45kg以下のポリ袋に入る燃えるもの(衣類・靴・製品プラスチック類・木類など)を原則、排出できるようにします。

粗大ごみは、「粗大ごみ」有料粗大ごみに名称が変わり、従来の「可燃粗大・不燃粗大」の分別の必要がなく、同じ日に出すことができます。

粗大ごみの中で、「指定された約46品目」と「大きさ長さ制限のかかる物」が有料となります。

ようこそ! 校区福祉委員会 ～ Vol. 8 ～

問い合わせ 社会福祉協議会
(TEL 895・1185)



「喫茶松の実」の様子

郡津小学校区福祉委員会〈松塚地区〉 ～ いつまでも元気に、楽しく過ごしたい ～

郡津小学校区福祉委員会松塚地区では、人が集える場として、毎週月曜日に「喫茶松の実」を開いています。地域のみなさんに愛され、7年目を迎えました。楽しそうな話し声と、笑顔あふれるこの場所をこれからも長く続けていくことを目標としています。

＝ ＝ ＝ ＝ ＝ 活動紹介 ＝ ＝ ＝ ＝ ＝

三世代ふれあい行事

★ひな祭り＝工作・大縄跳び・バドミントンなどを楽しんだ後に、ちらし寿司とケーキをいただきました。



★クリスマス会＝工作・こま回し・ドッジボールなどを行い、カレーライス、ケーキ、プレゼントもありました。

その他の活動

- ▷ふれあい喫茶
- ▷男の喫茶
- ▷ハイキングクラブ
- ▷グラウンドゴルフ教室
- ▷元気アップ教室
- ▷おしゃべり会
- ▷朗読会
- ▷子育てサロン